

第 1 3 7 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 債権の内容 | 区営住宅使用料相当額請求金 |
| 2 | 債 務 者 | 足立区新田在住者 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 2 , 2 8 6 , 1 0 0 円 |
| 4 | 放棄の理由 | 債務者は、平成 2 0 年 7 月に死亡したが、区営住宅の使用料を滞納し住宅の明渡しが完了していない。債務者の相続人と交渉した結果、相手方は残置物の所有権及び敷金返還請求権を放棄して住宅を明け渡すこととし、区は残置物の処分費用を負担のうえ未払使用料の支払義務を免除する明渡合意書を承諾し、平成 2 8 年 2 月 1 6 日付けで和解が成立したため。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。